

障発0625第2号
令和2年6月25日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の
実施について

標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症緊急包括
支援事業（障害分）実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することと
したので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施につい
て、特段の御配慮をお願いする。

別紙

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。

そのため、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ障害福祉サービス等を再開し、継続的に提供するための支援を行う。

また、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援を行う。

さらに、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、障害福祉サービス等の継続に努めていただいた職員等に対して慰労金を支給する。

2 実施主体

都道府県とする。

3 事業内容

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（事業者支援）

① 対象サービス

全ての障害福祉サービス施設・事業所等（通所系サービス事業所（※1）、短期入所サービス事業所、障害者施設等（※2）、訪問系サービス事業所（※3）、相談系サービス事業所（※4）。以下、これらを総称して「障害福祉サービス施設・事業所等」という。）とする。

※1 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

※2 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※3 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

※4 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

② 事業内容

障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成する。

- ③ 感染症対策を徹底するために必要な経費の例
- ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用
 - ・ 外部専門家等による研修の実施に要する費用
 - ・ (研修受講等に要する) 旅費、宿泊費等
 - ・ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用
 - ・ 感染防止を徹底するための面会室の改修費
 - ・ 建物内外の消毒費用・清掃費用
 - ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
 - ・ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
 - ・ 自動車の購入又はリース費用
 - ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用
 - ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
 - ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
 - ・ 居宅介護職員による同行指導への謝金
 - ・ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

- ④ 交付額の基準
別添に規定する。

(2) 都道府県における衛生用品の備蓄等支援事業 (都道府県支援)

① 今後に備えた都道府県における消毒液・マスク等の備蓄等

新型コロナウイルス感染症について、今後、障害福祉サービス施設・事業所等で感染者が発生する場合に備えて、機動的に対応できるよう、都道府県において、消毒液・マスク等を備蓄・管理するとともに、都道府県の判断により、障害福祉サービス施設・事業所等に配布できる体制を構築する。

(i) 事業内容

都道府県において、今後に備えて、消毒液、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等を購入し、備蓄・管理するとともに、都道府県の判断により、障害福祉サービス施設・事業所等に配布を行う。

なお、障害福祉サービス施設・事業所等の配布に支障がない範囲であれば、災害時等において、一時的に備蓄しているマスク等を融通することは可能とする。

(ii) 対象経費

今後に備えて消毒液、マスク等を備蓄・管理・配布するために必要な備品購入費、消耗品費、役務費 (通信運搬費、手数料)、賃借料又は委託料

(iii) 交付額の基準

厚生労働大臣が認める額とする。

② 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等

障害福祉サービス施設・事業所等において感染者が発生した場合、濃厚接触者である職員は自宅待機となり、職員の不足が生じる場合があることや、濃厚接触者とその他の利用者等への支援等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行うことが望ましく、感染対策の観点からも職員の確保は重要であること、感染した利用者が入院や宿泊療養を行う場合にコミュニケーション支援等の障害特性への配慮が必要となる場合もあることから、都道府県において、平時から都道府県単位の障害福祉サービス施設・事業所等の関係団体と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築することや、障害福祉サービス施設・事業所等で感染者が発生した場合などに、地域の他の障害福祉サービス施設・事業所等と連携して当該障害福祉サービス施設・事業所等に対する支援や医療機関又は宿泊療養施設での支援を可能とする。

(i) 事業内容

障害福祉サービス施設・事業所等で感染者が発生した場合などに、当該施設・当該法人のみでの対応が困難になることが想定され、また、感染した利用者が入院や宿泊療養を行う場合にコミュニケーション支援等の障害特性への配慮が必要となる場合もあることから、都道府県において、平時から都道府県単位の障害福祉サービス施設・事業所等の関係団体等と連携・調整を行った上で、地域の他の障害福祉サービス施設・事業所等と連携して当該事業所等への支援や医療機関又は宿泊療養施設での支援を実施する。

なお、事業の実施に当たっては、都道府県が適当と認めた者へ委託することも可能とする。

(ii) 対象経費

平時からの連携・調整及び緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な経費

(iii) 交付額の基準

900万円とする。

③ 障害者支援施設等の感染防止対策のための相談・支援事業

障害福祉サービス施設・事業所等に対し、障害福祉の現場では解決が困難な感染防止対策に係る医学的な相談・支援を行うため、地域の実情に応じた相談・支援体制を整備する。

(i) 交付額の基準

厚生労働大臣が認める額とする。

- (ii) 都道府県が事業を実施することとするが、都道府県が適当と認めた者へ委託することも可能とする。

(3) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

障害児者やその家族等の健康や生活を支える上で不可欠な在宅障害福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援を行う。

① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業（事業者支援）

(i) 対象サービス

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所（以下この①及び下記②において「在宅サービス事業所」という。）とする。

(ii) 事業内容

計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所及び在宅サービス事業所が、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要な経費を助成する。具体的な取組内容は、次の（ア）及び（イ）のとおり。

(ア) 計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。

(イ) 在宅サービス事業所における取組内容

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。

※1 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者とする。

※2 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとする。

※3 「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたこととする。

※4 「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したこととする。

(ウ) 交付額の基準
別添に規定する。

② 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業（事業者支援）

(i) 対象サービス

在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所とする。

(ii) 事業内容

「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成する。

(iii) 対象経費

- ・ 長机、飛沫防止パネルの購入費
- ・ 換気設備の購入及び設置に要する経費
- ・ 電動自転車等の購入又はリース費用
- ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用
- ・ 感染防止のための内装改修費

(iv) 交付額の基準
別添に規定する。

(4) 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

① 支給対象者

(i) 慰労金の支給対象となる職員は、(ア)及び(イ)に該当する者とする。

(ア) 3の(1)の①に規定する障害福祉サービス施設・事業所等及び重度障害者等包括支援事業所に勤務し、利用者と接する職員（以下、これら施設・事業所を総称して「支給対象施設・事業所」という）。

※ ただし、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者（支給対象施設・事業所に準ずるものに限る。）であって、当該地域における

緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。

(イ) 次のいずれにも該当する職員

(a) 支給対象施設・事業所で通算して10日以上勤務した者

※ 「10日以上勤務」とは、支給対象施設・事業所において勤務した日が、始期より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

※ 「始期」は、当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日のいずれか早い日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」患者を受け入れた医療機関等の所在地の都道府県においては、当該患者を受け入れた日を含む。）とし、第1例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、又は第1例目発生がなかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日とする。

※ 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

(b) 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として支給対象施設・事業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

(ii) 慰労金の支給は、医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

② 支給額

(i) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員

・（訪問系サービス）実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人20万円を給付

（その他の支給対象施設・事業所）実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該施設・事業所で勤務した職員 1人20万円を給付

※ 患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日

・ それ以外の職員 1人5万円を給付

(ii) (i) 以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員

1人5万円を支給

③ 留意事項

今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和2年法第27号）に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることを禁止されている。

(5) 都道府県の事務費支援事業

都道府県が、3の(1)から(4)の事業の実施及び指導監督等に必要な経費について支援を行う。

4 その他留意事項

(1) 助成の申請手続

- ① 経費の助成を受けようとする障害福祉サービス施設・事業所等の事業者は、当該施設・事業所等の所在地の都道府県知事に対してその旨の申請を行う。
- ② 複数の障害福祉サービス施設・事業所等を有する事業者は、同一の都道府県に所在する施設・事業所等について、一括して申請することができる。
- ③ 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送又は電子メール等を基本とする。やむを得ず都道府県等の窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染症拡大防止策の徹底を図ることとする。
- ④ 1の障害福祉サービス施設・事業所等は、3の(1)、(3)及び(4)のいずれの助成も受けることができる。

(2) 都道府県の事務

都道府県知事は、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、助成の対象となる障害福祉サービス事業所・施設等であるかの確認を行い、助成額を決定する。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

別添

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。）

対象事業所	令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、障害福祉サービス等の提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等	
通所系	1 療養介護	2,374千円／事業所
	2 生活介護	757千円／事業所
	3 自立訓練（機能訓練）	346千円／事業所
	4 自立訓練（生活訓練）	273千円／事業所
	5 就労移行支援	265千円／事業所
	6 就労継続支援A型	335千円／事業所
	7 就労継続支援B型	353千円／事業所
	8 就労定着支援	52千円／事業所
	9 自立生活援助	27千円／事業所
	10 児童発達支援	380千円／事業所
	11 医療型児童発達支援	240千円／事業所
	12 放課後等デイサービス	360千円／事業所
短期入所	13 短期入所	204千円／事業所
入所・居住系	14 施設入所支援	1,215千円／施設
	15 共同生活援助（介護サービス包括型）	402千円／事業所
	16 共同生活援助（日中サービス支援型）	358千円／事業所
	17 共同生活援助（外部サービス利用型）	180千円／事業所
	18 福祉型障害児入所施設	1,182千円／施設
	19 医療型障害児入所施設	635千円／施設
訪問系	20 居宅介護	115千円／事業所
	21 重度訪問介護	188千円／事業所
	22 同行援護	65千円／事業所
	23 行動援護	115千円／事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	46千円／事業所
	25 保育所等訪問支援	38千円／事業所
相談系	26 計画相談支援	60千円／事業所
	27 地域移行支援	44千円／事業所
	28 地域定着支援	46千円／事業所
	29 障害児相談支援	44千円／事業所
対象経費の例（※4）	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ・外部専門家等による研修の実施に要する費用 ・（研修受講等に要する）旅費、宿泊費等 ・感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・建物内外の消毒費用・清掃費用 ・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ・自動車の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ・居宅介護職員による同行指導への謝金 ・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費 	
交付額の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出（見込）額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1施設・事業所当たり上限額に達するまで助成することができる。 	
<p>※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。</p> <p>※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。</p> <p>※3 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。</p> <p>※4 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。</p>		

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。）

基準単価	3,000千円／施設・事業所
交付額の算定	・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出（見込）額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
※ 対象事業所：障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所	

(3) 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

対象事業所	① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域相談支援事業所（※3）	②在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業 令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所	
通所系	1 療養介護	2千円／利用者	200千円／事業所
	2 生活介護	2千円／利用者	200千円／事業所
	3 自立訓練（機能訓練）	2千円／利用者	200千円／事業所
	4 自立訓練（生活訓練）	2千円／利用者	200千円／事業所
	5 就労移行支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	6 就労継続支援A型	2千円／利用者	200千円／事業所
	7 就労継続支援B型	2千円／利用者	200千円／事業所
	8 就労定着支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	9 自立生活援助	2千円／利用者	200千円／事業所
	10 児童発達支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	11 医療型児童発達支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	12 放課後等デイサービス	2千円／利用者	200千円／事業所
短期入所	13 短期入所	2千円／利用者	200千円／事業所
入所・居住系	14 施設入所支援	—	—
	15 共同生活援助（介護サービス包括型）	—	—
	16 共同生活援助（日中サービス支援型）	—	—
	17 共同生活援助（外部サービス利用型）	—	—
	18 福祉型障害児入所施設	—	—
	19 医療型障害児入所施設	—	—
訪問系	20 居宅介護	2千円／利用者	200千円／事業所
	21 重度訪問介護	2千円／利用者	200千円／事業所
	22 同行援護	2千円／利用者	200千円／事業所
	23 行動援護	2千円／利用者	200千円／事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	25 保育所等訪問支援	2千円／利用者	200千円／事業所
相談系	26 計画相談支援	1.5千円／利用者	200千円／事業所
	27 地域移行支援	2千円／利用者	200千円／事業所
	28 地域定着支援	—	—
	29 障害児相談支援	2.5千円／利用者	200千円／事業所
対象経費の例	/		「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用 ・長机、飛沫防止パネルの購入費 ・換気設備の購入及び設置に要する経費 ・電動自転車等の購入又はリース費用 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・感染防止のため内装改修費
交付額の算定	・1利用者につき1回まで助成することができる。	・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。	
<p>※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。</p> <p>※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。</p> <p>※3 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所：在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った事業所。 ・在宅サービス事業所：在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行った事業所。 <p>※4 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。</p>			

(5) 都道府県の事務費支援事業

基準額	厚生労働大臣が必要と認める額
交付額の算定	1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。